

『かんきょうかわら版』

愛南町環境衛生課 Tel 72-7316

6月は環境月間です！

1972年6月5日にストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念して、日本では「環境基本法」で6月5日を「環境の日」と定めています。

また、平成3年度から6月の1か月間を「環境月間」とし、日本全国で環境に関する様々な行事が行われています。

水環境



- ・河川や海の水質検査
- ・合併処理浄化槽の整備事業など

廃棄物



- ・ごみ分別早見表の配布
- ・小型家電回収事業など

エネルギー



- ・新エネルギー等導入促進補助
- ・庁舎内でのクールビズの実施など

環境保全



- ・環境保全推進事業補助金
- ・廃食用油回収事業など

○不法投棄ゼロのまちへ

愛南町では環境月間の6月を『不法投棄監視強化月間』として、監視カメラなどによる監視に力を入れ、不法投棄の未然防止に努めます。



町が抱える環境問題を解決していくためには、住民、事業者、行政の連携がより一層不可欠になっていきます。「豊かな自然環境と共生し快適に暮らせるまちづくり」という目標に向けて、様々な取組を進めて参りますので、ご理解・ご協力を今後ともよろしくお願い致します。



ごみ出しについて

ごみ出しに関する苦情の内容として、袋の中身が出ることによって起こる悪臭や汚れの発生があります。これらの状況が発生する主な要因は、袋にすき間ができた状態のごみ袋を集積所に出すことで、ごみ袋が倒れ袋から中身が出たり、鳥獣等によって荒らされたりすることが挙げられます。中身が出たままの状態が続くと、ひどい悪臭や汚れの原因となり、周囲の住宅へ大変迷惑がかかります。

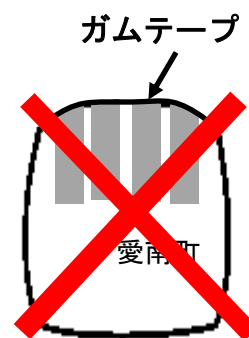
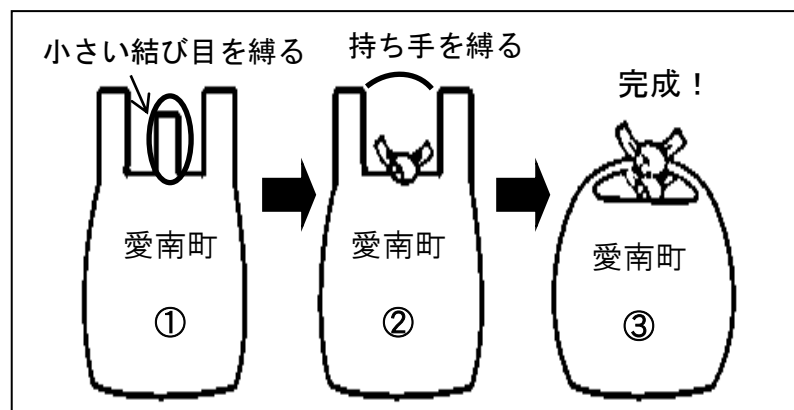
このような事態を防ぎ、みなさんの快適な住環境を維持するためにも、ごみ出しの際には次の点を守っていただくようお願いします。

1. ごみ袋の中身が出ないように、小さな結び口と持ち手の2箇所をしっかりと結んでください。(図1)
2. 集積所にごみ袋を出す際には、横倒しや無理に重ねて置かないでください。
3. ごみ袋の口をガムテープなどで止めないでください。(図2)



(図1)

(図2)



【※注意※】

最近、お住まい地区以外の方によるごみ集積所の利用事案が多発しています。お住まい地区以外のごみ集積場への持込は不法投棄に当たります。

不法投棄は、5年以下の懲役や1,000万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)、またはその両方を併せて適用されることがある犯罪です。悪質な違反ごみは警察とも連携して対応します。

